

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができよう、妊娠・出産・復職時における支援し、社員全員が働きやすい環境を作るために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年1月1日～令和7年12月31日までの2年間

2. 内容

目標1：妊産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年4月～ 制度に基づくパンフレットを作成し、社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、社員研修を行う

<対策>

- 令和6年9月～ 社員へのアンケートにより実態調査
- 令和6年12月～ 研修内容の検討
- 令和7年度～ 研修の実施